

お客さま各位

2025年4月1日

株式会社 リそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 関西みらい銀行
株式会社 みなと銀行

「遺言信託」商品改定のお知らせ

平素より、りそなグループをご愛顧いただき誠にありがとうございます。
この度、りそなグループでは「遺言信託」の商品内容を一部改定させていただきます。

記

【改定日】 2025年7月1日(火)

【対象のお客さま】 「遺言信託ご説明資料(以下、同意書)」のご提出が改定日以降のお客さま
※改定日より前に同意書を提出されたお客さまの現行商品内容での取扱は
2025年9月30日(火)ご契約分までといたします

【改定内容】

項目	現行	改定後
①遺言執行にかかる最低報酬額		(税込)
基本コース	110万円	121万円
オプションコース	55万円	66万円
②遺言執行報酬計算時の 不動産評価方法	相続税評価額	固定資産税評価額 *1
③パッケージ型遺言信託	—	新規取扱を中止

*1 所有権の移転登記申請時における登録免許税の課税標準とします。固定資産税評価額がある場合はその価額、固定資産税評価額が付されていないものは登記官が定めます。

【改定理由】

- ①遺言執行のサービス品質を継続的に維持するため、各社が申受ける最低報酬額を改定します
- ②手続にかかる期間短縮を図るため、執行報酬額計算時に用いる不動産評価方法を見直します
- ③パッケージ型遺言信託は、相続人の範囲が限られるお客さまへの簡易なコンサルティングを行う商品としてご提供しておりますが、財産承継のニーズの多様化やコンサルティングの重要性を踏まえ、新規取扱を中止し、一般型遺言信託に一本化します

ご不明点等につきましては、お取引店までお問合せください。



りそな銀行 埼玉りそな銀行



関西みらい銀行



りそな銀行 信託代理店

みなと銀行

2025年4月1日現在